

最低制限基準価格の算定基準の改正及び公表について

【建設コンサルタント等業務】

天草市が発注する建設コンサルタント等業務における最低制限基準価格の算定基準を、以下のとおり改正し公表することとしましたのでお知らせします。

■主な改正点

下記対象業務における最低制限基準価格を算出する算入率の改正及び公表

■対象業務

契約検査課で入札・契約を行う、測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、その他の建設コンサルタント業務

■改正内容

【最低制限基準価格】

区 分	改正前	改正後
測量業務	直接測量費＋測量調査費＋諸経費 × ●%	直接測量費＋測量調査費＋諸経費 × <u>50%</u>
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費＋直接経費＋その他原価 × ●%＋一般管理費 × ●%	直接人件費＋直接経費＋その他原価 × <u>90%</u> ＋一般管理費 × <u>50%</u>
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費＋特別経費＋技術料等経費 × ●%＋諸経費 × ●%	直接人件費＋特別経費＋技術料等経費 × <u>60%</u> ＋諸経費 × <u>60%</u>
地質調査業務	直接調査費＋間接調査費 × ●%＋解析調査業務費 × ●%＋諸経費 × ●%	直接調査費＋間接調査費 × <u>90%</u> ＋解析等調査業務費 × <u>80%</u> ＋諸経費 × <u>50%</u>
補償関係コンサルタント業務	直接人件費＋直接経費＋その他原価 × ●%＋一般管理費 × ●%	直接人件費＋直接経費＋その他原価 × <u>90%</u> ＋一般管理費 × <u>50%</u>
その他の建設コンサルタント業務	予定価格 × ●%	予定価格 × <u>70%</u>

※改正前の●%は「市長が定める係数」

【最低制限基準価格の上限及び下限】

区 分	上 限	下 限
測量業務	予定価格の10分の8.2	予定価格の10分の6
土木関係の建設コンサルタント業務	予定価格の10分の <u>8.1</u>	予定価格の10分の6
建築関係の建設コンサルタント業務	予定価格の10分の <u>8.1</u>	予定価格の10分の6
地質調査業務	予定価格の10分の8.5	予定価格の3分の2
補償関係コンサルタント業務	予定価格の10分の <u>8.1</u>	予定価格の10分の6

【最低制限価格】

上記の式により算出した最低制限基準価格に、一定の範囲で無作為に発生させた係数（ランダム係数X）を乗じて得た額となります。（ $1.00000 \leq X \leq 1.01000$ ※0.00001刻み）

■適用時期

令和6年6月1日以降に指名競争入札通知を行う入札から適用します。